

薬局

各種申請・届出の手続一覧表

令和2年11月 現在

事例		提出書類の名称	手数料	備考	関係条文
免許 関係	麻薬を取り扱いたいとき	麻薬小売業者免許申請書	3,900円		麻向法第3条
	免許証の記載事項に変更が生じたとき	麻薬小売業者免許証記載事項変更届		15日以内に届出	麻向法第9条
	免許証亡失・毀損等したとき	麻薬小売業者免許証再交付申請書	2,700円	15日以内に申請	麻向法第10条
	免許有効期間中 ・麻薬の取り扱いをやめたとき ・開設者が死亡したとき ・薬局廃業等で麻薬業務所でなくなったとき	麻薬小売業者業務廃止届 開設者は同時に麻薬所有届を提出すること		15日以内に届出	麻向法第7条
	免許の有効期間が満了したとき、亡失した免許証を発見したとき	麻薬小売業者免許証返納届		15日以内に届出	麻向法第8条 麻向法第10条第2項
所有 関係	麻薬業務所でなくなったとき	麻薬所有届		15日以内に届出	麻向法第36条第1項
	業務廃止に伴う譲渡	麻薬譲渡届		廃止した日から50日以内に譲渡譲渡日から15日以内に届出	麻向法第36条第3項
	処方箋により調剤された麻薬（患者からの返却分等）を廃棄したとき。ただし、一部施用した注射剤を除く。	調剤済麻薬廃棄届		廃棄した日から30日以内に届出	麻向法第35条第2項
	破損、盗取、所在不明等	麻薬事故届		速やかに届出	麻向法第35条第1項
	不良、不用、破損等に伴う残麻薬、調剤前の麻薬等の処理	麻薬廃棄届		その都度あらかじめ届出	麻向法第29条

※麻向法：麻薬及び向精神薬取締法

提出部数等 業務所所在地が和歌山市の場合、薬務課へ1部提出。

業務所所在地が和歌山市以外の場合、県立保健所（支所）へ2部提出。

ただし、免許証関係のすべての手続き及び調剤済み麻薬廃棄届は県立保健所（支所）へ1部

事 例	提出書類の名称	手 数 料	備 考	関係条文	
麻薬小売業者間譲渡許可関係	麻薬小売業者間譲渡許可を受けたいとき	麻薬小売業者間譲渡許可申請書			麻向法第24条 麻向法施行規則第9条の2第1項
	譲渡許可のグループに追加があるとき	麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届			麻向法第24条 麻向法施行規則第9条の2第7項
	許可内容に変更が生じたとき	麻薬小売業者間譲渡許可変更届		速やかに届出	麻向法第24条 麻向法施行規則第9条の2第6項
	許可書を紛失・毀損したとき	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請		速やかに届出	麻向法第24条 麻向法施行規則第9条の2第10項
	全ての麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、 全ての麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき、 許可書の再交付を受けた後、亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき	麻薬小売業者間譲渡許可書返納届		速やかに届出	麻向法第24条 麻向法施行規則第9条の2第11項
報 告 関 係	麻薬年間報告書		毎年11月30日までに届出	麻向法第47	

麻薬小売業者間譲渡許可にあつては、

業務所所在地が和歌山市の場合、薬務課へ正本を1部、副本を申請者数部提出。

業務所所在地が和歌山市以外の場合、県立保健所（支所）へ正本を1部、副本を申請者数+1部提出。